

事前予約で
混雑緩和!

確定申告

申告の受け付け

2月16日(水)～3月15日(火) 9時～16時
(土・日曜日、祝日を除く)

市役所税務課 **予約制** 住民税申告 確定申告

対象

- 市県民税申告
- 主な収入が給与・年金の人の確定申告(右記参照)

予約開始 1月17日(月) 9時～
予約方法

- 市ホームページ(24時間予約可能)
- 予約専用ダイヤル ☎24・8208 (平日9時～17時)



そのほか 予約時間の変更は、予約専用ダイヤルへ。
令和3年中に収入のなかった人の市県民税申告や、相談や確認が不要で提出のみの人は予約不要です。

⚠️ 受け付けできない確定申告

確定申告のうち、以下に該当する場合は市役所では受け付けできません。小松税務署または電子申告(e-Tax)で申告してください。

- 営業・農業・不動産所得等がある
- 土地・建物・株式などの譲渡所得がある
- 利子・配当・先物・仮想通貨などの所得がある
- 住宅ローン控除など住宅に関する特別控除を受ける
- 亡くなった人の申告をする
- 災害を受け雑損控除を申告する
- 令和2年分以前の申告をする

小松税務署 **整理券配付** 確定申告

対象 全ての種類の所得・控除の確定申告(市県民税申告は不可)

整理券取得方法

- 当日会場で配付
- LINEを通じたオンライン発行



詳しくは小松税務署へお問い合わせください。
広報こまつ2月号にも掲載予定です。

⚠️ 還付申告は混雑を避けて

所得税の還付申告は5年以内であればいつでも申告できます。令和3年分の還付申告は令和8年12月31日まで税務署でできますので、混雑を避けたい人は3月16日以降の申告をご検討ください。
※ただし上場株式等の所得の申告など3月16日以降申告できないものもありますのでご注意ください。

インターネット・郵送で申告

待ち時間なくスマートに /

インターネット上で確定申告ができる[e-Tax]の利用や、作成した各申告書の郵送での提出にご協力ください。

所得税の確定申告 電子申告 郵送

パソコンやスマートフォンで電子申告や申告書の作成ができます。郵送する場合は、小松税務署でなく下記に送付ください。



郵送先 〒920-8526 金沢市戸水2丁目30番地
金沢国税局業務センター(小松税務署)宛

市県民税の申告 郵送

パソコンで申告書の作成ができます。印刷してご提出ください。また、令和3年度分の市県民税申告をした人には2月上旬に申告書を送付します。



郵送先 〒923-8650 小馬出町91番地
小松市役所 税務課(市民税担当)宛

無料申告相談

申請書作成のお手伝い

予約不要

税理士に約20分無料で申告の相談ができます。
源泉徴収票などをお持ち下さい。

とき 2月23日(水・祝) 10時～12時、13時～16時
ところ アル・プラザ小松1階レバリーホール
対象 小規模納税者(前年分所得金額が300万円以下の事業所得者)、給与所得者、年金受給者など
問 北陸税理士会小松支部 ☎24・6801

市県民税申告

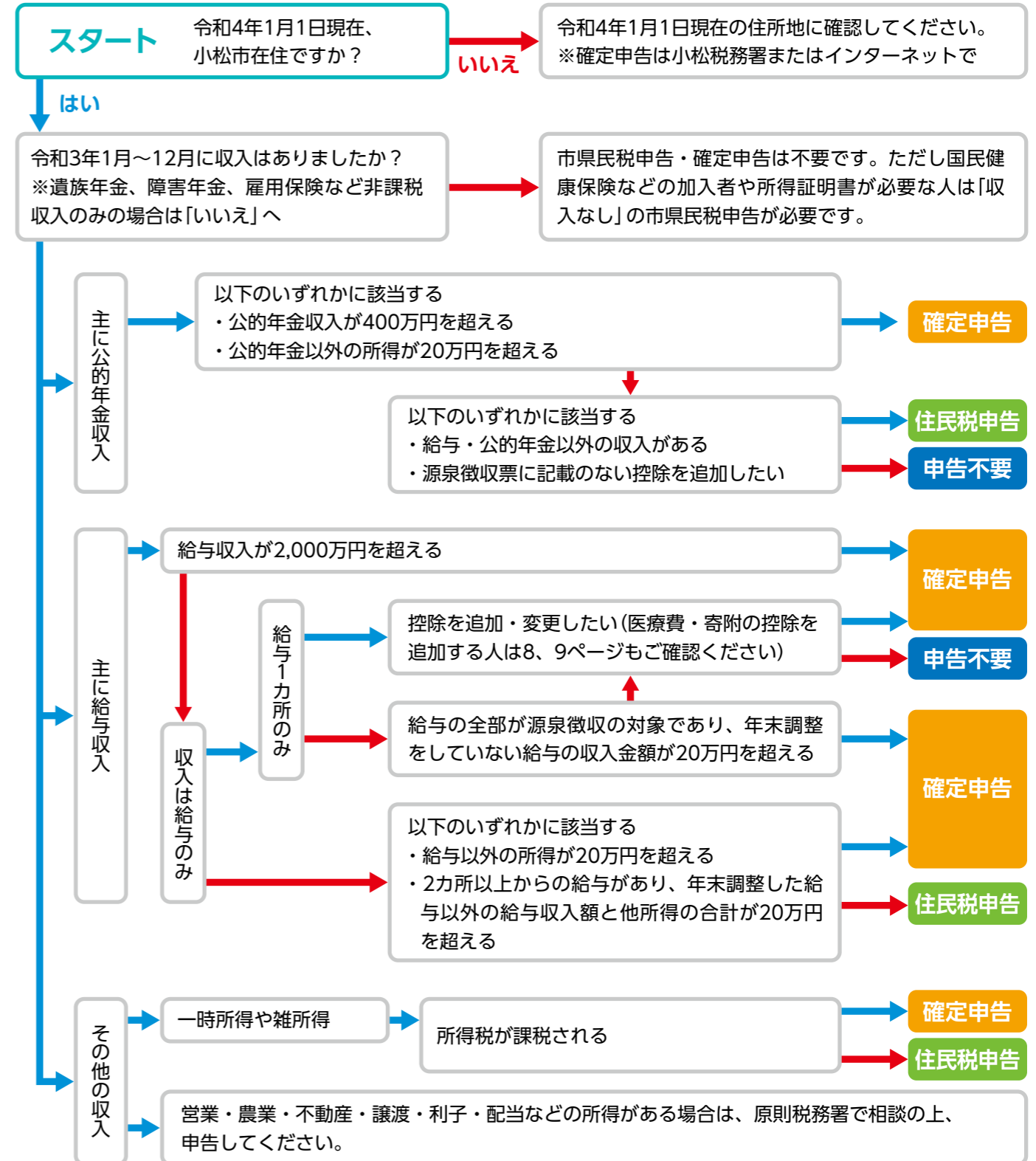
問い合わせ

【市県民税の申告】税務課 ☎24・8030
【所得税の確定申告】小松税務署 ☎22・1171

申告が必要か確認しましょう

このフローチャートはあくまでも参考です。

「申告不要」「市県民税申告」となった場合でも、所得税の還付を受けるには確定申告が必要です。



寄附金に関する控除

ふるさと納税のワンストップ特例

次のいずれにも該当する場合、所得税の確定申告は原則不要です(所得税の控除相当分も市県民税から合わせて控除されます)。

- ふるさと納税先の自治体が5団体以内
- 各自治体にワンストップ特例の申請をした

ただし、以下のいずれかに該当する場合は例外としてワンストップ特例が適用されないため、その年のふるさと納税全額を寄附控除に含めて確定申告をする必要があります。

- 所得税の確定申告書を提出する(医療費控除の適用を受けるために確定申告をする場合など)
- 確定申告の義務がある
- ふるさと納税先が6団体以上である



確定申告書第二表も忘れず記載を

住民税で控除できる団体へ寄附をした場合は、申告書二表の下部「住民税・事業税に関する事項」の、寄附に関する箇所(下表の**赤字部分**)にも記載が必要です。未記載の場合、住民税に関する控除が受けられない可能性がありますのでご注意ください。

●住民税で控除できる団体の例

ふるさと納税など自治体への寄附、日本赤十字社石川県支部、石川県共同募金会、石川県や小松市が条例で指定している団体(問い合わせは税務課へ)



●住民税で控除できない団体の例

国境なき医師団、ユニセフ、政党等に対する政治活動に関する寄附金、都道府県・市町村が条例で指定していない団体 など

(B様式の場合)

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除	特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法(特別徴収)	自分で納付	都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
	円	円	円	円	○	○	○	円	円	円	円

上場株式等の所得について

所得税と市県民税で異なる課税方式を選択する場合、これまでは確定申告書に加えて「上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申告書(市県民税申告書)」を別途提出する必要がありましたが、令和3年分の確定申告から次の通り変更となります。

●特定配当等の全部を申告不要とする場合

確定申告書二表の下部「住民税に関する事項」の該当箇所(上表の**青枠部分**)に○をすれば、市県民税の所得には反映されません(市県民税申告書は提出不要)。

●一部のみ申告不要とする場合

従来通り、市県民税の納税通知書が届くまでに(令和4年6月末日)、「上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申告書」を提出してください。



要介護者の控除について

問 長寿介護課 ☎24・8147

要介護者の障害者控除

要介護認定を受けている人は「障害者控除対象認定書」の交付を受けると、障害者控除または特別障害者控除を申告できる場合があります。既に認定書を持っている人は、認定区分が変更・消滅するまで有効です。

対象 市内に在住する65歳以上(昭和32年1月1日以前生まれ)の人で、認知症または寝たきりの状態が所定の基準を満たす人

申請方法 長寿介護課にある申請書を提出してください。申請時に印鑑が必要です。審査の後、郵送で結果をお知らせします。

医療費控除に伴うおむつ代の確認書

要介護認定を受けている人の令和3年に使用したおむつ代について、医療費控除を申告する場合は「確認書」の発行を申請してください。

対象 おむつ代の医療費控除の申告が2年目以降で、主治医の意見の内容が一定の要件を満たす人
※確認書が発行できない場合は、医師におむつ使用証明書を記載してもらってください。

申告に必要なもの

必要な書類が不足していると、予約当日に受付できません。再度予約の取り直しとなるので、必ず事前に持ち物の確認・準備をお願いします。

■収入の分かる書類

給与や公的年金の源泉徴収票(右図参照)、事業・不動産の収支内訳書(市県民税申告)、報酬の支払調書など

■控除対象額の分かる書類

生命保険や地震保険の控除証明書、医療費控除の明細書(下記医療費控除参照)、寄附金の領収書、国民年金保険料の控除証明書、障害者手帳など

■申告者の本人確認書類(代理申告の場合は申告者本人の印鑑も)

■マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカードなど)

■所得税の還付がある場合

申告者名義の還付振込先の分かる通帳など

よくある誤り

公的年金受給者は、1月に送付される源泉徴収票をお持ち下さい。



年金源泉徴収票
(1月送付)



年金振込通知書
(振込時に送付)

申告の注意点

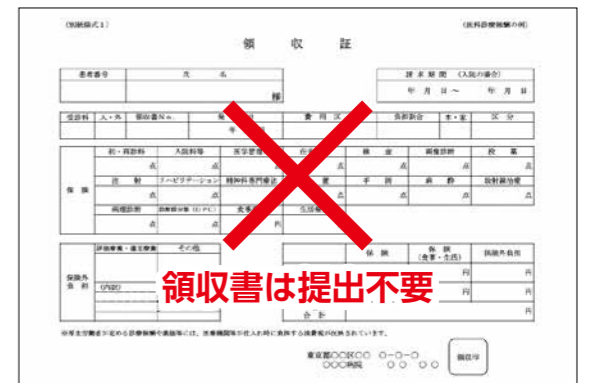
医療費控除

必ず事前に「医療費控除の明細書」の記載を

令和3年2月の申告受付から、領収書では医療費控除の申告ができなくなりました。予約済の場合でも、明細書が未記載の場合は記載し終わってから受け付けすることになるため、予約時間に申告を開始できない場合がありますので必ず事前にご用意ください。

「医療費控除の明細書」の取得方法

- 小松税務署、市役所、駅前・南部行政サービスセンター
- 市ホームページからダウンロード



記載の仕方

①医療費通知に記載された事項

保険者等から発行された医療費通知に記載されている額の内、令和3年1月～12月の支払い額を記載してください。医療費通知は添付が必要です。再発行は加入している保険者等に問い合わせてください。

②医療費(上記1以外)の明細

医療費通知に記載のないものは、領収書を基に医療費を受けた人、支払先(病院、薬局など)毎に医療費を合計して記載してください。保険等により補填があった場合も記載が必要です。



(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
国税太郎	A病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,400円
同上	B薬局	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	700円
国税花子	C病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	4,400円

医療費控除に関する詳細は国税庁ホームページをご覧ください

